

速報

～ 平成 28 年度 診療報酬改定情報 ～

維持期リハの介護保険への移行を推進

【Ⅱ-3（患者の視点等／リハビリテーションの推進）-⑥】

要介護被保険者の維持期リハビリテーションの
介護保険への移行等

骨子【Ⅱ-3（6）】

第1 基本的な考え方

急性期、回復期リハビリテーションは主に医療保険、要介護被保険者等の維持期リハビリテーション（入院中の患者を除く。）は主に介護保険、という医療と介護の役割分担を勘案し、標準的算定日数を超過しており、状態の改善が期待できると医学的に判断されない場合の脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーションについて評価の適正化を行いつつ、介護保険への移行を図る。なお、要介護被保険者等に対するこれらのリハビリテーションは、原則として平成 30 年 3 月までに介護保険へ移行するものとする。

個々の患者のニーズを踏まえつつ、心身機能の向上から活動、参加へと発展させるリハビリテーションを推進するとともに、必要に応じて介護保険への移行を円滑に行う観点等から、要介護被保険者等に対するリハビリテーションについて、その目標設定支援等にかかる評価を新設し、医療保険と介護保険にかかるリハビリテーションの供給を拡大する。

第2 具体的な内容

1. 現在、標準的算定日数を超過しており、状態の改善が期待できると医学的に判断されない場合においても、1月に13単位に限り疾患別リハビリテーションを算定できることとなっているが、要介護被保険者等（入院中の患者を除く）に対する脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーションについては、これらの評価を適正化しつつ、原則として平成 30 年 3 月までの実施とする。

現 行	改定案
【脳血管疾患等リハビリテーション料】	【脳血管疾患等リハビリテーション料】
【廃用症候群リハビリテーション料】	【廃用症候群リハビリテーション料】
【運動器リハビリテーション料】	【運動器リハビリテーション料】
〔維持期リハビリテーションを受ける患者が要介護被保険者等である場合に算定する点数〕	〔維持期リハビリテーションを受ける患者が要介護被保険者等である場合に算定する点数〕
本則の 100分の 90	本則の <u>100分の60</u>
〔要介護被保険者等に対して維持期リハビリテーションを実施する保険医療機関において、介護保険のリハビリテーションの実績がない場合〕	〔要介護被保険者等に対して維持期リハビリテーションを実施する保険医療機関において、介護保険のリハビリテーションの実績がない場合〕
所定点数の 100分の 90に相当する点数により算定	所定点数の <u>100分の80</u> に相当する点数により算定
〔算定要件〕	〔算定要件〕
要介護被保険者等のうち入院中の患者以外の患者については、原則として平成 28 年 4 月 1 日以降は「注4」の対象とはならないものとする。	要介護被保険者等のうち入院中の患者以外の患者については、原則として平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日以降は「注4」の対象とはならないものとする。

2. 要介護被保険者等に対するリハビリテーションについて、機能予後の見通しの説明、目標設定の支援等を評価する。

新) 目標設定等支援・管理料

- 1 初回の場合 250 点
- 2 2回目以降の場合 100 点

第 328 回中央社会保険医療協議会 総会 資料総-1 より

2 月 10 日、第 328 回中央社会保険医療協議会 総会において、個別改定項目が示されました（[詳細はコチラ](#)）。
 その中で、維持期リハビリテーションを行っている患者の介護保険への移行が提示されています（上図）。

本資料によると、**維持期リハビリテーションを受ける患者が要介護被保険者等である場合は本則の 100 分の 60 に相当する点数**（介護保険のリハビリテーションの実績がない医療機関は、所定点数の 100 分の 80 に相当する点数）とあります。また、**目標設定等支援・管理料が新設**され、外来リハビリテーションから介護保険のリハビリテーションへの移行が推進されています。尚、算定日数の 3 分の 1 を経過し本管理料を算定しない場合には、当該リハビリテーション料の 100 分の 90 を算定すると示されました。これらのことから、**今後さらに医療保険から介護保険サービスへの移行が推進される**ことが予測されます。

外来リハを提供しているクリニックにおける通所リハビリテーションの新設や既存の通所リハビリテーション事業所における医療からの受け入れ促進がより一層重要となるでしょう。

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

<http://www.day-care.jp/>